

# 東基連衛生管理者協議会 令和7年度第1回研修会開催

東基連衛生管理者協議会(会長 神津進:HOYA株式会社環境・安全衛生部)の令和7年度総会・第1回研修会が、令和7年9月26日(金)に会員110名の参加により開催されました。

今回の研修会は、会場となる東基連・中労基協ビル4階ホールでのリアル参加(35名)と、WEB会議システムによる参加(75名)を併用したハイブリッド形式で行われました。

内容は、第1部「最近の労働衛生行政の動向」。第2部「衛生管理者が取り組む化学物質管理について」。第3部「グループワーク」の構成で開催されました。

## 第1部 最近の労働衛生行政の動向

東京労働局労働基準部健康課 健康課長 木村恭巳様より、労働災害の現状について振り返りを行った後、法改正のあったストレスチェック制度と、省令改正のあった熱中症対策についてご説明いただきました。

### 1. 労働災害の現状

令和6年度の全国における労働災害による死亡者数は746名であり、過去最多6,712名を記録した昭和36年、労働安全衛生法が施行された昭和47年の5,631名を経て、長期的な減少傾向にある。

また、業務上疾病者(休業4日以上)の原因は、腰痛などの負傷に起因する疾病に続き、熱中症などの物理的因子による疾病が増加傾向にある。

労働災害の現状を踏まえ、令和7年度東京労働局では、以下の8項目を中心に取り組んでいる。

- 1 第14次東京労働局労働災害防止計画(健康分野)の推進
- 2 過労死等労災請求事案(精神障害)による健康障害防止対策の推進
- 3 ストレスチェックの実施を含むメンタルヘルス対策の推進
- 4 化学物質による健康障害防止対策の推進と自律的管理制度の普及
- 5 石綿による健康障害防止対策の推進
- 6 熱中症対策の推進
- 7 腰痛対策の推進
- 8 治療と仕事の両立支援の周知啓発

### 2. 労働者のメンタルヘルスの状況とストレスチェック制度の改正について

平成27年12月にストレスチェック制度が導入されてから今年で10年となるが、今般、メンタルヘルス対策の取組強化のため、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法(令和7年法律第33号)により、50人未満の事業場についても、ストレスチェックの実施が義務付けられた。

その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保することとしている(施



研修会の様子



講演 木村健康課長



挨拶 神津会長

行日は、改正法の公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)。

小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- ・50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- ・医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」(地さんぽ)の体制拡充

等の支援策を講じていく。

50人未満の事業場における高ストレス者に対する医師の面接指導については、全国350の地さんぽの体制を強化し、登録産業医が無料で実施。労働基準監督署への実施結果報告は課さない。

集団分析・職場環境改善については、50人以上の事業場で約5割、10人以上50人未満の事業場では2割弱にとどまっている。大企業であっても試行錯誤しながら取り組んでいる状況を鑑み、事業場規模に関わらず義務化することは時期尚早であり、引き続きの検討課題となっている。

労働者のメンタルヘルスの状況を見てみると、全国の令和6年度における精神障害の労災補償支給決定件数は、前年度比172件増の1,055件(うち未遂を含む自殺88件)で過去最多となっている。出来事別の傾向は、「パワーハラスメント」224件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化」119件、「顧客・取引先・施設利用者等からの著しい迷惑行為」108件、「セクシャルハラスメント」105件の順に多い。以前は上位に入っていた「1か月に80時間以上の時間外労働」は51件であり、働き方改革が進んできていると推測できる。支給決定件数増加の要因としては、メンタルヘルス疾患を含め職場の労働問題に対するリテラシーが向上したことや、労災請求の制度自体の周知が進んだことなど考えられるが、労働者のメンタルヘルス対策の重要性が一層増していることは間違いないと言える。また、同年度における東京労働局管内の精神障害支給決定件数は143件で前年度比26件の増加であり、全国の傾向と同様に高止まりの状況が続いている。

そして、精神障害の支給決定件数を事業場規模別に見てみると、50人未満の小規模事業場でも労働者に比例して発生しているということが確認できる。

令和5年度の精神障害の労災支給決定件数/事業場規模別<sup>※1</sup>

事業場規模	精神障害の労災支給決定件数	労働者数 <sup>※3</sup>	事業場規模	精神障害の労災支給決定件数	労働者数 <sup>※3</sup>
全体	877件 <sup>※2</sup> (100)	55,143,895人 (100)	100~299人	147件 (16.8)	8,700,101人 (15.8)
10人未満	136件 (15.5)	9,287,959人 (16.8)	300~499人	65件 (7.4)	10,006,849人 (18.1)
10~29人	199件 (22.7)	13,152,068人 (23.9)	500~999人	45件 (5.1)	
30~49人	100件 (11.4)	6,491,004人 (11.8)	1000人以上	71件 (8.1)	
50~99人	114件 (13.0)	7,505,914人 (13.6)			

※1 事業場規模は調査時点(令和6年度)。労災支給決定時点とは異なる場合がある。

※2 令和5年度の労災支給決定件数883件の内、事業廃止のほか事業場としての存続不明な6件を除く877件。

※3 労働者数は令和3年経済センサス-活動調査(総務省統計局)における調査票情報をもとに、厚生労働省労働基準局が独自集計。令和3年6月1日時点。

また、「職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合」も事業規模に関わらず、8割程度である。しかしながら、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合」は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えるが、50人未満の小規模事業場においては、約5割~7割程度と未だ取組は低調である。「専門スタッフがいない」「取り組み方がわからない」などの理由が上がっている。

このような状況を受け、ストレスチェック制度が全ての事業場へ拡大されることとなった。

### 3. 熱中症予防対策

全国の職場における熱中症による死傷者数の推移を見てみると、令和3年以降増加傾向にあり、令和6年は1,257名で前年比151名増であった。令和2年～令和5年の死亡者計103名の内訳は、「初期症状の放置・対応の遅れ」によるものが100件を占めている。東京労働局管内における熱中症による死傷者数は、令和6年は106名であり、過去2番目に多い人数であった。

このような状況を受けて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が発令された。

#### 1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能になるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

#### 2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者により義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業<sup>(※)</sup>を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体のコールド
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

#### 3 公布日等

(1)公布日 令和7年4月15日 (2)施行日 令和7年6月1日

厚生労働省は、都道府県労働局及び労働基準監督署における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月～9月まで「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施した。熱中症について外国人労働者にも理解していただけるよう、他言語版のリーフレットも作成している。また、「職場における熱中症予防情報」に関するポータルサイトの整備を行い、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」等を掲載している。

クールワークキャンペーン▶



熱中症予防情報▶



## 第2部 「衛生管理者が取り組む化学物質管理について」

第2部は産業医科大学 産業保健学部 安全衛生マネジメント学教授の東久保一朗様より、①労働を取り巻く環境の推移、②新たな化学物質管理がめざすもの、そして事例紹介として③呼吸用保護具による管理での不都合な事例についてご説明いただきました。

## 1. 労働を取り巻く環境の推移

2025年に内閣府から公表された令和7年版高齢社会白書によれば、我が国の生産年齢人口(15~64歳までの人口)は、2025年は7570万人ですが、20年後の2045年は5832万人まで減少すると推計されています。生産年齢人口の低下に対応するため、高齢者(65歳以上)の労働参加や、女性就労拡大、外国人労働者の受入拡充等が検討されていますが、若い人と比較して高齢者は認知や身体負荷への耐性が弱いこと、外国人を受け入れる場合は文化や言語の壁があることなど課題が山積みです。



講演 東久保教授

20年後に40代として働き盛りを迎える現在の新入社員は、今見ている景色とは全く異なることを、これから先経験していくことになるかもしれません。このような不確かな時代に必要なのが、専門家といわれる人たちです。我々は、衛生管理の専門家として多様な働き手が健康に働けるよう課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

## 2. 新たな化学物質管理がめざすもの

2022年の法令改正によって、企業等で使用・製造されている化学物質に対し、作業中に当該化学物質にばく露する量を基準値以下で自律的に管理していくことが必要になりました。

法改正のポイントは2点で、「リスク評価」と「呼吸用保護具による対策(管理)」です。

企業にとってこの自律的な化学物質管理への移行は戸惑いが多いようですが、行政は平成18年度から「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価事業」を展開しており、リスク評価の考え方や、実施方法などを10数年公開しており、当然理解できるものと考えていました。

すなわち、2021年まで実施していた有害物ばく露作業報告の制度を活用し、国は報告を受けた作業の中からはばく露実態調査を実施し、「ばく露評価」をします。一方で当該有害物の有害性情報の収集を行い「有害性評価」を行います。この「ばく露評価」と「有害性評価」の結果から、「リスク評価」を行い保護具選定などの「リスク対策」を決定していきますが、この一連の流れについて情報を公開していたことから、法改正の運びとなりました。

例として、代替フロン剤として導入された2-ブロモプロパンの事例が紹介され、特に「ばく露評価」に関して、取扱い方法により大きく変化すること、そして手袋の材質による当該物質の耐透過性能について示されました。

さらにばく露評価方法については個人サンプラーを活用したC測定、D測定の実施方法などが紹介されました。

このような新たな化学物質管理が目指す一番の目的は、労働者が暴露される有害物質の濃度を低減することです。それにより病気にならないようにすることが最終目的で、そのための手段を科学的な方法で実施することを求めています。

すなわち、将来化学物質により障害を受ける可能性のある人たちのデータを蓄積し、エビデンスを残していくことが重要であり、そのエビデンスを残し、次の世代につなげていくことが必要となります。

## 3. 呼吸用保護具による管理での不都合な事例

これまでに経験してきた「呼吸用保護具によって、ばく露を管理する際に感じた不都合な事実」として、以下のような事例がありましたので、ご紹介します。

### 事例1 使い捨て防塵マスクの使用限度について

使い捨て防塵マスクについて、国家検定の規格ではないが、運用上、使用限度時間を記載することになっているが、この値は使用時間を保証するものではなく、検定試験の際にフィルターが目詰まりして呼吸が苦しくなるまでの時間である。そのため粉じんの濃度によっては短くなることもあるそうです。

### 事例2 マスクフィットテストで不合格になる作業者はいない

1日3回までは再テストできるルールのある事業所での事例ですが、テストに先立ち、装着方法の指導をし、リークテストの指導も実施しました。その後、1回目、2回目がNGで、3回目にマスクの跡が顔に残るぐらいきつく締めた状態で合格しましたが、本当に大丈夫でしょうか。

このような装着方法での作業は非常に辛いものになります。

### 事例3 面体内部に有害物質が侵入した事例

防護系指数が高い防塵マスクを使用していたところ、面体内部に有害物質の侵入を確認。顔面に付着していた有害物が、作業中にマスクを動かしたことで面体内部に侵入したことが唆された。

第2部は東久保様の経験に基づき、多方面からのアドバイスがあり、有益な研修会となりました。

## 第3部 会場参加者によるグループワーク

「化学物質管理について」のテーマで3グループ、「メンタルヘルスについて」のテーマで1グループ、計4グループに分かれてグループワークを実施しました。日々の業務で困っていることや、自職場における取組など、活発な意見交換が行われました。



グループワークの様子

今回の研修会は、令和8年3月2日(月)午後の開催を予定しております。是非多くの会員の方々のご参加を願っております。

また、東基連衛生管理者協議会へ入会ご希望の方は、東基連ホームページ・トップページ「東基連衛生管理者協議会入会のご案内」をご参照ください。

### 東基連衛生管理者協議会 令和7年度 第2回研修会のお知らせ

メインテーマ 「衛生管理者の役割と職場巡視(仮題)」

**日時** 令和8年3月2日(月)13時30分～17時00分(予定)

**会場** 中労基協ビル4階ホール(千代田区二番町9-8)

**定員** 会場でのリアル参加：50名(申込先着順)。オンライン参加：300名

**参加費** 無料

**内容**

- ・最近の労働衛生行政の動向 東京労働局労働基準部健康課長 木村 恭巳 氏
- ・衛生管理者の役割と職場巡視(仮題) 労働衛生コンサルタント 椎野 恭司 氏
- ・グループワーク メインテーマに関連した内容を設定予定。

**申込方法** 本研修会は、東基連衛生管理者協議会の会員を対象としています。東基連衛生管理者協議会に未加入の方は、先ず会員登録をお願いします(下記※参照)。

※(公社)東京労働基準協会連合会(略称：東基連)のホームページ内「東基連衛生管理者協議会」から、入会申込書をダウンロード。所定事項を記入のうえ、東基連衛生管理者協議会までお申込みください。

**備考** 東基連衛生管理者協議会は、東基連の内部組織であり、東京都に所在する企業・団体等に勤務する衛生管理者であれば、どなたでも会員になれます。なお、当協議会は東基連の公益事業として活動を行っており、設立以来、入会費・年会費・研修会参加費等は、一切頂いておりません。